



平成 26 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ジオネクスト  
代表者名 代表取締役社長 浅井 克仁  
(JASDAQ・コード 3777)  
問合せ先 取締役経営企画管理本部長 成瀬 岳史  
電話番号 03-5669-0112

### 第三者割当により発行される新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 5 日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の発行は、平成 25 年 12 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件としております。

記

#### 1. 募集の概要

##### 【第三者割当により発行される新株予約権の概要】

(1) 発行期日	平成 26 年 12 月 26 日
(2) 発行新株予約権数	340 個
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり金 122,000 円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：34,000,000 株
(5) 資金調達の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	4,089,618,500 円（差引手取概算額） 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額 41,480,000 円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 4,148,000,000 円を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
(6) 行使価額	行使価額：122 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 EVO FUND：340 個
(8)その他	本件については、有価証券届出書の提出を行っています。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1)募集の経緯

わが国の経済は、政府による経済対策や日銀の金融政策を背景に円安・株高が継続し、主に輸出企業を中心に景気は回復基調で推移しております。当社グループが属する情報サービス産業においては、企業や行政・自治体での更なる事業継続のための取り組みや IT 利活用が進むことに加え、政府の新成長戦略の効果により、市場規模の緩やかな拡大が期待されております。

このような経営環境の中で、当社グループは連続赤字からの脱却を一刻も早く実現し、安定した収益基盤の構築と持続的な事業の拡大を目指すべく、既存事業である IT 関連事業及び環境事業の強化に加え、本事業年度よりヘルスケア事業及び再生可能エネルギー事業の 2 事業を新たに開始いたしました。

当社グループは、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが 8 期継続しております。また、平成 26 年度第 2 四半期連結累計期間においても営業損失 43,694 千円を計上しており、当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社はこうした状況を解消すべく、中期経営計画に沿って引き続き経営の効率性を高めていくとともに、収益性の改善を図ることが急務であると考えております。

### (2)平成 25 年 11 月 8 日に決議した増資の状況

当社は、平成 25 年 11 月 8 日に第三者割当による新株式及び新株予約権発行決議を行い、平成 25 年 12 月 25 日に差引手取額約 175 百万円の増資を実施いたしました。また、差引手取額約 296 百万円の新株予約権を発行し、平成 26 年 3 月 31 日までに新株予約権 5,263 個の内、5,263 個全てが行使され、差引手取額約 296 百万円の増資を実施いたしました。新株式発行による差引手取額と合算して差引手取額約 471 百万円の増資であります。

この増資のうち新株式発行により調達した資金 175 百万円は、IT 関連事業と環境事業の運転資金に約 20 百万円、未払金・預り金の返済に約 50 百万円、環境事業における CRM システムの開発に約 3 百万円、再生可能エネルギー事業の運転資金に約 40 百万円、ヘルスケア事業の運転資金に約 30 百万円、単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及びその手数料等に 1 百万円、合計約 144 百万円を充当し、収益基盤の強化を進めております。残金約 31 百万円につきましては、計画通りに環境事業及びヘルスケア事業への投資、単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及びその手数料等に充当する予定であります。

平成 26 年 3 月 31 日までに新株予約権の行使により調達した資金 296 百万円は、IT 関連事業における事業拡大費用に約 20 百万円の投資を行い、収益力の強化と今後の収益確保のための新製品を市場に投入しております。また環境事業の事業拡大費用に 5 百万円、再生可能エネルギー事業の運転資金に 6 百万円、設備投資資金に 80 百万円、ヘルスケア事業の運転資金に 50 百万円を充当いたしました。残金約 135 百万円につきましては、計画通りに IT 関連事業、環境事業、再生可能エネルギー事業、ヘルスケア事業へ投資する予定であります。

平成 25 年 11 月 8 日に決議した増資により調達した資金を充当して、IT 関連事業におきましては、平成 26 年 3 月にクラウドサービス上のサーバを容易に管理することができる新製品 **Turbolinux Appliance Server 4.0** の販売を開始いたしました。再生可能エネルギー事業におきましては、平成 26 年 2 月 4 日に日本地熱発電株式会社を設立、平成 26 年 6 月には地熱・温泉バイナリー発電を行うための発電用地を取得いたしました。ヘルスケア事業におきましては、平成 26 年 5 月 16 日に株式会社遺伝子治療研究所を設立し、国立大学法人東京大学(以下、「東大」という。)、学校法人自治医科大学(以下、「自治医大」という。)等と筋萎

縮性側索硬化症（以下、「ALS」という。）などの難病疾患に対する遺伝子治療の共同研究を開始しております。また、平成 26 年 7 月 31 日には、調剤薬局事業を営む株式会社仙真堂を設立いたしました。同社は平成 26 年中に調剤薬局を開業するべく準備を進めております。

これらの新規事業の開始及び既存事業における新製品の投入は、当社が重要課題として掲げている「顧客基盤の拡大」「成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用」に取り組むための土台となり、成長戦略の実現に向けて邁進しております。

### (3)平成 26 年 8 月 1 日に決議した増資の状況

当社は、平成 26 年 8 月 1 日に第三者割当による新株式発行決議を行い、平成 26 年 8 月 18 日に差引手取額約 857 百万円の増資を実施いたしました。この増資により調達した資金は、IT 事業における研究開発費として約 10 百万円、環境事業における運転資金として約 5 百万円、再生可能エネルギー事業に 420 百万円(発電所用地購入に 80 百万円、出力 260kW 発電設備一式の購入代金として 340 百万円)、ヘルスケア事業の先端医療関連事業分野において研究開発費用として約 12 百万円、調剤薬局事業分野で店舗開発費用として 200 百万円を充当いたしました。残金約 210 百万円につきましては、計画通りに IT 関連事業、再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業への投資、環境事業の運転資金に充当する予定であります。

平成 25 年 11 月 8 日並びに平成 26 年 8 月 1 日に決議した増資において調達した資金の支出予定時期は終了してはおりませんが、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金で、地熱・温泉バイナリー発電所拡充のための設備投資、調剤薬局のさらなる開設、先端医療関連事業分野における医療センターの建設など、当社の成長戦略を実現し、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上して参ります。

### (4)当社の事業の現状及び今後の計画

当社グループの事業は、①Web ソリューションの提供や IT インフラの開発・販売などを行う IT 関連事業、②ビル・建物等のメンテナンスサービスなどを行う環境事業、③地熱・温泉バイナリー発電などを行う再生可能エネルギー事業、④先端医療の早期実用化を目指す研究開発、医薬品・サプリメントの開発・販売及び調剤薬局運営などを行うヘルスケア事業という 4 つの事業で構成されております。

#### ①IT 関連事業

当社グループの IT 関連事業は、情報システムの主要レイヤーのソフトウェア(基本ソフトウェア、ミドルウェア)及び構築プロセスの設計、開発、導入、運用を支援する商品サービスを提供しております。また基本方針として、規模拡大による価格競争市場を対象とするのではなく、付加価値のある商品サービスを提供することにより、それらの利用による顧客価値を創造する取り組みを行うこととしております。

IT インフラ分野では、当社子会社であるターボリナックス株式会社が開発・販売する Turbolinux OS（基本ソフトウェア及びミドルウェア）製品に加えて、平成 26 年 3 月に他社基本ソフトウェアを管理することが可能である Turbolinux Appliance Server 4.0 の販売を開始しました。この製品は、データセンター事業者やホスティング事業者が提供しているサービスに多く利用されている無償基本ソフトウェアである CentOS も簡単に管理することができ、サーバ管理者の負荷軽減を実現し、さらにサーバ利用者の利便性を向上することができる機能を有しています。また、この製品はオンプレミス、レンタルサーバ・VPS、クラウドといった運用形態に関係なく、利用者はメリットを享受することができます。今後は製品機能強化に加えて、協業企業と連携することによる付加価値向上を実現し、販売チャンネルを製品特性や対象市場に合わせて強化することにより、拡販を図る計画であります。また、平成 26 年 2 月には、大型液晶ディスプレイにタッチセンサーを搭載したスマートデバイスである「電子黒板 plnus」の販売を開始し、これに関連するデジタル・サ

イネージを実現する商品の提供を開始しました。今後、ネットワーク・インフラの高速化とハードウェアの性能向上に伴い、大容量のデータが様々なハードウェア間で流通し、その大容量データのひとつが映像コンテンツであると予想されます。こうした状況下、当社におきましてはハードウェアの性能と映像コンテンツの品質を 100%引き出すための高品質なソフトウェア技術が必要になると予想しており、映像処理に特化したソフトウェア技術の開発を行う予定であります。

Web ソリューション事業においては、ソフトウェア(ミドルウェア)製品や Web システムを構築するための設計から運用を支援するサービスを提供しており、コネクト株式会社が当社グループの傘下となった平成 18 年以前から販売している米国 Zend Technologies 社のゼンド製品及び米国 Oracle 社の MySQL に加え、平成 25 年から販売を開始しているビッグデータを支える NoSQL データシステムである Cassandra のサポートサービス及び情報システムの品質を管理する APM ソリューション等、顧客ニーズを満たす新製品を市場に継続投入することにより、当社グループの収益拡大に貢献する予定であります。

平成 26 年度第 2 四半期累計期間における IT 関連事業の売上高は、前述した新製品の販売を開始いたしましたが、新規開発案件の受注が無かったこと等により前年同期比 28%減の 52 百万円にとどまり、営業利益は前年同期比 30%減の 21 百万円となりました。

## ②環境事業

当社グループの環境事業は、ビル建物等の総合的なメンテナンスサービスを行う環境メンテナンス事業及び除染の請負等を行う復興支援事業の 2 事業から構成されておりましたが、平成 26 年 3 月末に、物価上昇等によるコスト増により採算が悪化した復興支援事業からの撤退を決定いたしました。

平成 26 年度第 2 四半期累計期間における環境メンテナンス事業の売上高は、顧客ベースの拡大などもあり前年同期比 12%増の 104 百万円となりましたが、人件費や資材高の影響を吸収しきれず、営業利益は前年同期比 18%減の 13 百万円にとどまりました。

ビル建物等のメンテナンスサービスは労働集約型産業であるため、今後は、ビル管理に精通した人員を確保するとともに、IT 関連事業と連携して IT 化を進めることにより業務の効率を上げ、さらには業務範囲の拡大を進めて安定したストック・ビジネスの事業基盤強化を図ってまいります。

## ③再生可能エネルギー事業

当社グループは、収益性の改善及び事業の拡大を目的として平成 26 年度より再生可能エネルギー事業を開始いたしました。複数ある再生可能エネルギーではありますが、当社グループにおきまして様々な角度から検討した結果、環境への影響、発電ポテンシャルや事業採算・継続性を考慮して、日本国内に多数存在する温泉資源を活用した地熱・温泉バイナリー発電事業を中心に事業を推進することとし、平成 26 年 2 月 4 日に完全子会社の日本地熱発電株式会社を設立いたしました。

再生可能エネルギー事業に関しては、平成 24 年 7 月 1 日に、わが国における新エネルギーの普及拡大と価格低減を目的として再生可能エネルギーで発電された電気を一定期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(以下、「FIT」という)が開始されており、政府もその普及促進を目指しております。

当社グループは、九州電力が地熱発電所を展開している鹿児島県指宿市山川地区において、平成 26 年 6 月に地熱・バイナリー発電の熱源となる源泉及び発電設備設置のための土地を取得いたしました。また、平成 26 年 9 月には、この源泉及び土地に隣接する地域において、他の源泉・土地を取得し、出力 260kW の発電機及び周辺機器一式を発注し、平成 26 年 10 月には同じく出力 260kW の発電機を 2 台発注いたしました。

現在、源泉の拡張掘削、発電機設置のための土地造成などを実施中であり、平成 27 年の早い時期に売電を開始する予定であります。

平成 26 年 9 月 24 日に、九州電力株式会社より「九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留について」という発表があり、FIT に基づいた再生可能エネルギーの受け入れがどこまでできるかを見極める検討を行い、この間（数か月）、電力買取の申込に対する回答を保留するとしております。ただし、この回答保留期間中においても、地熱発電の場合には昼間に電力を系統へ流さない方策を提案する場合には、電力の安定供給に影響を及ぼさないことから、個別に協議ができることとされております。当社が計画中の発電所はこれに該当いたしますので、九州電力の決定は当社の事業計画に大きな影響を及ぼさないものと判断しております。

なお、再生可能エネルギー事業の業績は、平成 26 年度第 2 四半期累計期間におきましては、売電事業が始まっていないことから売上高計上には至らず、営業損失は 13 百万円となりました。

#### ④ヘルスケア事業

##### i. 先端医療関連事業分野

当社グループは、平成 26 年 5 月に株式会社遺伝子治療研究所を設立して先端医療関連事業を開始いたしました。当該子会社の事業モデルは、これまで有効な根本治療が無い一方で患者数が多くクリニカル・ニーズの高い疾病等に対する先端医療の早期実用化を目指すために、国内外の大学や研究機関と共同研究を行っていくことに加え、遺伝子治療センターの国内全国展開、及び海外展開を行い、難病等に対する遺伝子治療を自ら実施していくものであり、これらの事業を通して同時に社会貢献も図っていくものであります。

現時点では、東大、自治医大と ALS の共同研究、及び韓国の遺伝子工学のバイオ企業である ToolGen Inc. 社(以下、「ToolGen」という)との血友病 A に関する遺伝子治療の共同研究を開始しているほか、パーキンソン病の臨床研究、及びアルツハイマー病の前臨床研究を開始する予定であります。当社はこれらの共同研究を通して、遺伝子導入剤の薬事承認を取得し、遺伝子治療センター及び遺伝子導入剤の生産施設等の設置を検討し、遺伝子導入剤の（製造）販売を担っていく計画であります。これらの共同研究案件は、一般的な医薬品開発案件とは大きく異なります。遺伝子治療という新しい分野に取り組み、イノベーションの度合いが大きいため、開発途中で導出することなく、遺伝子治療の実施体制を自ら確立し、結果として高い収益性を実現していく予定であります。当社グループが実施する共同研究は原則、厚生労働省の認可に基づいたヒトでの臨床試験またはそれに準じるもので、早期に事業化を狙うものに絞り込んでいく方針であり、パーキンソン病、アルツハイマー病、ALS、及び血友病等も、この方針に合致した研究であります。パーキンソン病の第 1 相試験は、共同研究先で既に実施しヒトでの POC (Proof of Concept) も確立済みの臨床研究の再試験であるため、実施後速やかに第 2 相試験開始の準備に移行できる状況です。ALS 及びアルツハイマー病に関しても前臨床では既にマウスによる POC を確立済みで、安全性の確認を終え次第、第 1 相・第 2 相臨床試験へ速やかに移行する準備を並行的に進めて参ります。これらの臨床試験は、先進医療制度を活用した有償試験として実施する予定であるため、最終的な薬事申請の前であっても、その自由診療部分で一部事業化を果たすことが可能と判断しております。

開発中の共同研究の技術的基盤は、自治医大の村松特命教授(株式会社遺伝子治療研究所取締役兼務)の研究成果と、同氏が開発し遺伝子治療研究所が実施許諾権を有する、特異性の高い遺伝子ベクター(改変 AAV9/3)に関する特許(自治医大により申請中)であります。この遺伝子ベクターは、遺伝子治療研究に適していることから、複数の大学等研究機関からアプローチがあり、今後におきましても、当該子会社において様々な疾患に対する遺伝子治療の共同研究開発を推進していく予定であります。また、遺伝子治療とは別に、再生医療

分野における共同研究に関しても、共同研究契約締結の準備を継続していきます。

## ii. 医薬品・サプリメント事業分野

医薬品・サプリメント事業分野では、独自の商品開発を進めております。現在、最終処方決定及びサンプル品による社内テストを実施中であり、開発検討中である製品を製造するための製造委託契約締結、機能性安全性試験を経て平成 27 年以内に販売を開始する予定であります。現在、開発検討中の製品は以下のとおりであります。

- ①古来より高級薬膳食材として中国で珍重されている冬虫夏草を原料としたサプリメント
- ②黒大豆種皮ポリフェノールを成分としたサプリメント
- ③水溶性 DHA・EPA 高含有 クリルオイルを成分としたサプリメント
- ④血管拡張作用の報告されているランペップ（卵白ペプチド）を成分としたサプリメント
- ⑤関節・軟骨ケアに有効な「三瀬鶏コラーゲン」を中心成分としたサプリメント

これらの商品の販売チャネルは、ダイレクト・マーケティング（インターネットを活用した販売等）及び、美容他各種クリニック等の医療機関での販売、業務提携先及び自社展開を行う仙真堂薬局店頭での販売も含め、マルチ・チャネルでの販売を計画しています。

## iii. 調剤薬局事業分野

平成 26 年 7 月に株式会社仙真堂を設立し、大型病院の門前調剤薬局開発を目指しております。当初は、特定地域に集中的に展開する地域ドメイン戦略により、認知度の向上及び経営リソースの効率的な共有・運用を行うことができるといった利点を追求していく予定であります。仙真堂調剤薬局の立地選定に当たっては、業務提携を行うコンサルティング企業（日本メディケアホールディングス株式会社・本社東京都港区、及び、株式会社メディカルジャパン・本社東京都新宿区）のアドバイスを受けながら進めており、現時点では、青森県八戸市にある八戸赤十字病院周辺及び同じく青森県八戸市にある青森労災病院周辺に仙真堂調剤薬局を開局する準備中であり、前者は平成 27 年 12 月、後者は平成 28 年 1 月ないし 2 月の開業を予定しております。仙真堂調剤薬局は既存競合店と比較して、利用者の利便性の高い立地と、清潔な店舗、患者顧客の視点に立った薬剤指導、明るい対応ができる新しい調剤薬局の店舗展開を目指しており、上述の自社開発サプリメントの販売も行い、総合的な収益力を高めていく計画です。店舗開発には、新規自社開発のほか、M&A による営業店舗の獲得も視野に入れております。

なお、平成 26 年度第 2 四半期累計期間におけるヘルスケア事業の業績は、各分野ともに売上高計上には至らず、営業損失は 4 百万円となりました。

## (5)資金ニーズ

当社は安定した収益基盤を確保して事業を持続的に発展させるために、既存事業である IT 関連事業及び環境事業の強化に加えて、再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業の立上げ拡大を実現するために、次の資金ニーズを有しております。

IT 関連事業におきましては、今後のネットワーク・インフラの高速化とハードウェアの性能向上に伴い、大容量のデータが様々なハードウェア間で流通することが予想される環境に対して、ハードウェアの性能と高精細映像コンテンツの品質を 100%引き出すための高品質なソフトウェア技術を獲得するための研究開発資金が必要であります。

再生可能エネルギー事業におきましては、すでに発電用の源泉並びに発電所用地の確保は済んでおり、今

後は地熱・温泉バイナリー発電所を建設するため土地造成等の費用並びに発電設備購入等のための投資が必要であります。

ヘルスケア事業におきましては、先端医療関連事業分野では、臨床試験を実施していくための研究開発や医療センター・生産施設建設のための投資が必要であります。また医薬品・サプリメント事業分野においては、販売促進のための広告宣伝費を中心とした運転資金が必要であり、調剤薬局事業分野では、大型病院の門前薬局を開発するための投資が必要であります。

これらの資金ニーズを満たすことは、当社の企業価値の向上を実現し、既存株主の利益の向上に繋がることと判断いたしております。換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保して事業を持続的に発展することができないこととなり、中長期的には株主利益の毀損に繋がると判断いたしております。

#### (6)新株予約権の第三者割当による資金調達を選択した理由

現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、前期まで8期連続営業赤字であり、かつ資金返済の裏づけとなる営業キャッシュ・フローの赤字が8期続くという当社の業績及び継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況があり、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達やライツ・オファリングも検討してまいりましたが、いずれも当社の現状の業績では実施が難しいと判断し、第三者割当にて資金を調達するべく割当先を探してまいりました。しかしながら、8期連続での営業赤字及び営業キャッシュ・フローの赤字計上により、継続企業の前提に関する重大な疑義を生じさせるような状況が存在していることなどから、有利発行でなく且つ中長期保有という当社の希望する条件での新株式発行による増資に応じていただける割当先を見つけることはできませんでした。このような状況下、当社が必要とする調達金額の規模、割当先のリスク、希薄化リスクなどを総合的に勘案した結果、新株予約権での資金調達を行うことといたしました。

#### (7)新株予約権の発行リスク並びに特徴

##### —新株予約権の発行リスク—

##### (ア)新株予約権の行使がなされなかった場合のリスク

割当先は本新株予約権の行使に関して前向きな姿勢であります。万一割当先の資金手配が何らかの要因で予定通り行われなかった場合には、本新株予約権の行使が行われない又は予定通りに行使が進まないリスクがあります。なお、当社は、割当先よりプライム・ブローカー(割当先の資産を預かり信用供与や決済を行う金融機関)が発行した流動資産残高の写しを受領しており、引受けに係る払込額相当の残高を有することを確認しております。また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。このような状況となった場合には、十分な資金調達ができず、当社の事業計画に影響する可能性があります。このような事象が発生するリスクに備え、十分な資金調達を行えなかった場合の経営戦略を予め準備し、調達リスクを低減いたします。

##### (イ)株主価値の希薄化リスク

今回の第三者割当により発行される新株予約権に係る潜在株式数 34,000,000 株は、同新株予約権の発行決議日である平成 26 年 11 月 5 日現在の発行株式数 39,890,380 株(議決権数 397,382 個)に対して 85.23% (議決権ベースでは 85.56%) となります。これは、現在の当社の発行済み株式数においては極めて大きな比率

であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。しかしながら、本新株予約権の発行並びに行使により調達した資金は、当社の中期経営計画に沿って、新規事業への投資に使用し、その結果として収益性改善及び財務体質の強化に繋がり、当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

#### (ウ)株主構成変動のリスク

本新株予約権が大量に行使された場合には、大株主構成に変動が生じる可能性があります。割当先は新株予約権を行使することによって入手する当社株式を長期で保有する意思がないこと並びに当社の経営に参加する意思がないことを確認しております。また現在の当社の大株主である株式会社リゾート&メディカル(持株比率 48.80%、議決権比率 48.99%、以下「R&M 社」という)と割当先が共同で議決権を行使することはないということを口頭で確認しております。

#### —本新株予約権の特徴—

#### (エ)行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、その商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価額修正条項付のいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 122 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 34,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。行使価額及び対象株式数が固定されていることから、本新株予約権の発行及び行使による調達額は変動いたしません。したがって、本新株予約権の行使が進まないリスクが顕在化しない限り、当社の事業戦略を推進して行くために必要とされる資金の確保が可能となります。

#### (オ)譲渡制限条項

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。

#### (カ)取得条項

本新株予約権には、以下の取得条項が付与されております。

「当社は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を上回った場合、または、50%を下回った場合において、当該連続する 20 取引日の最後の取引日から起算して 30 日以内に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することを決定したときは、取得日の 20 取引日前までに本新株予約権者に対する通知または公告を行うことにより、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たり 119,000 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。」

株価が行使価格の 150%超の水準が 20 日間連続した場合には、割当予定先の方針から考えて、予約権を行使し、株式を市場で売却すると考えておりますが、割当先が予約権を行使しなかった場合、当社の資金調達に支障が生じますので、行使をうながすために、この条項を付与いたしました。また、株価が行使価格の 50%



未満という状況が 20 日間連続で続くという状況においては、その後、株価が行使を期待できる水準までに回復するには、期間を要すると考えております。従って、その場合には、当社の資金調達が進まないということが想定されますので、本新株予約権を買戻し、新たなファイナンスの道を探るオプションを当社が保有しました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

新株予約権発行による調達額	金 41,480,000 円
新株予約権行使による調達額	金 4,148,000,000 円
発行諸費用 (注 1)	金 99,861,500 円
新株予約権発行による差引手取概算額	金 4,089,618,500 円

注 1：発行諸費用は、登記費用 14,663,100 円、有価証券届出書作成費用約 500,000 円、割当予定先調査費用約 1,000,000 円、新株予約権価格算定費用約 1,000,000 円、第三者委員会費用約 3,500,000 円、臨時株主総会開催費用約 2,000,000 円、フィナンシャル・アドバイザー(FA)費用約 77,198,400 円(内訳は、新株予約権が割当予定先に割当てられた時点で 32,400,000 円を支払い、新株予約権の行使時に行使額の 1%を支払う契約であり、全量行使の場合に 44,798,400 円)が含まれます。なお、FA は EVOLUTIN 総研株式会社(東京都渋谷区渋谷 3-20-24、代表取締役 ショーン・ローソン)に依頼いたしました。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① IT 関連事業	10	
研究開発費	10	平成 27 年 1 月～平成 27 年 6 月
② 再生可能エネルギー事業	1,500	
発電設備開発費	1,500	平成 27 年 1 月～平成 28 年 7 月
③ ヘルスケア事業	1,829	
③-1 先端医療関連事業分野	850	
研究開発費用	450	平成 27 年 1 月～平成 29 年 10 月
医療センター・生産施設建設費	160	平成 28 年 1 月～平成 28 年 10 月
治験外注費	240	平成 27 年 3 月～平成 28 年 12 月
③-2 医薬品・サプリメント事業分野	29	
運転資金	29	平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月
③-3 調剤薬局事業分野	950	
店舗開発費用	950	平成 27 年 1 月～平成 29 年 1 月
④ 借入金返済	750	平成 27 年 1 月～平成 29 年 9 月
合計金額	4,089	

当社は平成 26 年 8 月 1 日に第三者割当による新株式発行により資金調達を致しましたが、その際には当社の中期的な資金ニーズを鑑みて、当該第三者割当に加えてノンコミットメント型のライツ・オフリングによる資金調達を検討しておりました。しかしながら、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを取り巻く環境の変化により、当社の現状ではノンコミットメント型及びコミットメント型のライツ・オフリングを同時に実行するには時間を要すると判断し、当社は一刻も早く事業を進展させるべく、第三者割当による新株式の発行を先行実施いたしました。その間、ライツ・オフリングの代替となる資金調達手段を模索してまいりましたが、平成 26 年 9 月に、割当予定先である EVO FUND に当社の現状及び事業計画、資金ニーズをご理解いただき、本資金調達にご協力いただくこととなりました。

当社は、本件増資により調達する手取資金につきましては、重点的に再生可能エネルギー事業及び再生医療事業に対する事業資金及び設備投資資金として充当する予定であります。本件増資は新株予約権という性格上、一時期に全資金を調達できるとは限りません。従いまして、資金使途には優先順位があり、その優先順位は、(1)再生可能エネルギー事業における発電設備開発費及び借入金の返済、(2)ヘルスケア事業内の調剤薬局事業分野の店舗開発費用、(3)ヘルスケア事業内の先端医療関連事業分野での研究開発費及び治験外注費、(4)同事業分野での医療センター・生産設備建設費、(5)医薬品・サプリメント事業分野での運転資金、(6)IT 関連事業の研究開発費であり、各事業における具体的な資金使途は以下ようになります。また、新株予約権の行使が進まず資金調達に支障をきたす場合には、平成 26 年 12 月及び平成 27 年 1 月ないし 2 月にそれぞれ開業を予定している調剤薬局、平成 27 年 1 月ないし 2 月及び 5 月頃に売電を開始する予定のバイナリー発電所から得られる収益を担保として金融機関からの借入を検討する計画であります。その担保能力からみて借入額は最大でも数億円にとどまるとみられ、現時点での事業計画を見直す必要があると判断しております。なお、当社の常勤の役職員(除く監査役)は現時点で 17 名、平成 27 年 1 月末には 21 名を予定しておりますが、各事業を推進するに当たっては常勤職員の雇用のほか、非正規雇用社員の活用、協力会社の活用、他社への業務委託などを活用してまいります。本件増資により調達する資金は支出予定時期が長期に渡りますので、実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

#### ①IT 関連事業

今後、ネットワーク・インフラの高速化とハードウェアの性能向上に伴い、大容量のデータが様々なハードウェア間で流通し、その大容量データのひとつが映像コンテンツであると予想されます。こうした状況下、当社におきましてはハードウェアの性能と映像コンテンツの品質を 100%引き出すための高品質なソフトウェア技術が必要になると予想しており、前回増資で調達した資金のうち約 30 百万円を充当して映像処理に特化したソフトウェア技術の研究開発を行っておりますが、当初見込みよりもそれらの費用が超過する見込みとなりましたので、今回調達する資金のうち約 10 百万円をそれらの研究開発費に追加で充当する予定であります。

#### ②再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業におきましては、平成 26 年 6 月及び 9 月に、九州電力が地熱発電所を展開している鹿児島県指宿市におきまして、バイナリー発電に使用する 2 つの源泉の使用権及び発電機を設置する 2 箇所の土地を取得いたしました。現在、これらの土地におきまして、平成 27 年初頭の運転開始を目指して、平成 26 年 9 月から発電能力 260kW の発電所の建設を開始いたしました。また、平成 26 年 9 月 24 日に当社の親会社である R&M 社との間で契約金額 750 百万円のコミットメントライン契約を締結し、平成 26 年 9 月 25 日にバイナリー発電機本体の取得費用として 216 百万円の借入を行い、平成 26 年 10 月 1 日に 260kW

のバイナリー発電機本体 2 台の購入契約を締結、発電所の能力増強を図ることといたしました。また、この 2 台の発電機本体の 補機(熱交換器等)の購入契約を平成 26 年 10 月 31 日に締結し、同日 R&M 社から 152 百万円の借入を実行、代金の一部の支払いを実行いたしました。また、本新株予約権が発行される予定の平成 26 年 12 月 26 日より早い期日に、この発電機本体の補機の残金として 409 百万円の支払いを予定しておりますが、この支払いには、コミットメントライン契約に基づき、R&M 社から借入を実行する計画であります。この結果、平成 27 年 5 月頃には、260kW の発電機 2 台が新たに稼働し、平成 27 年初頭に稼働開始を予定している 260kW の発電機と合わせて 780kW の発電所となる計画であります。当社が使用権もしくは所有権を保有する 2 つの源泉・土地には、780kW の発電所を建設した後も、源泉の発電能力及び発電所建設のための余裕がありますので、今回調達する資金のうち約 1,500 百万円を充当して、450kW のバイナリー発電機 3 台を導入し、合計 1,350kW の能力増強を図る計画であります。

### ③ヘルスケア事業

先端医療関連事業分野におきましては、平成 26 年 8 月以降、韓国の遺伝子工学のバイオ企業である ToolGen との血友病 A の遺伝子治療に係る共同研究、東大及び自治医大との ALS に対する遺伝子治療の前臨床研究を行うことを決定しております。また、その他に自治医大村松教授の研究を受け継ぎ、アルツハイマー病に対する遺伝子治療の臨床試験の準備に着手することと致しました。この研究は既にサルでの前臨床試験を実施中であり、平成 27 年春頃から行う解析作業の段階から支援を行う計画です。この研究も ALS 及びパーキンソン病の研究と同様、早期に臨床研究を実施し事業化に移行できる可能性の高いものと評価しております。

アデノ随伴ウイルス (AAV) は遺伝子治療用のベクターとして、欧米でも臨床研究が始まっており、今後 AAV が遺伝子導入の主要な方法になることが想定されます。当社の遺伝子治療は、神経細胞選択的に安全かつ効率的に遺伝子導入を行うことが可能な、特殊な AAV の技術 (特許出願中の自治医大との間で特許使用契約済み) を基盤としています。特に、筋萎縮性側索硬化症 (ALS) やアルツハイマー病等の神経性疾患の遺伝子治療では、脳や脊髄から可能な限り多くの神経細胞に遺伝子を導入することが望まれており、この技術の潜在的優位性が必須と思われれます。

しかしながら、この技術優位性を確実なものにするためには、世界に先駆けて効率の良い大量生産方法を確立して、知的財産として登録する必要があります。現状の治療用 AAV の生産コストは、患者 1 人分で 20 百万円程度かかりますが、新しい生産方法 (バキュロ法: 大きなタンク内で微生物に目的遺伝子を組み込んだ AAV を大量に生産させる方法で、インフルエンザワクチン等を大量生産する最新技術) によれば、その生産コストが数百分の 1 とすることが可能です。そのため、これらの生産方法開発 (外部に開発委託予定) を急ぐ必要があります。

ALS に関しましては、前回増資により調達した資金のうち約 10 百万円を投じて前臨床試験(大型動物を使用した安全性試験、平成 27 年 1 月サルに投与予定)を実施することによりヒトでの臨床試験の申請を確実なものとし、今回調達する資金のうち約 140 百万円 (バキュロ法による AAV 大量製造方法確立及び製造のための費用 120 百万円を含む) を充当して第 1 相臨床試験(平成 28 年 4 月開始予定) 及び第 2 相臨床試験 (有償・平成 29 年 10 月開始予定) を実施する予定であります。また、パーキンソン病に関しましては、前回増資により調達した資金のうち約 15 百万円を投じて第 1 相臨床試験 (現在、厚生労働省内の専門委員会にて審議中) を実施予定であり、これによって第 2 相臨床試験 (有償・平成 29 年 7 月開始予定) に目処が着く計画ではありますが、この第 2 相試験に今回調達する資金のうち約 150 百万円 (バキュロ法による AAV 大量製造方法確立及び製造のための費用 120 百万円を含む) を充当する予定であります。アルツハイマー病に関しては、現在実施中の前臨床試験の解析 (平成 27 年 4 月) に 5 百万円、第 1・2 相臨床試験 (第 1 相臨床試験・

平成 28 年 4 月開始予定、第 2 相臨床試験・有償・平成 29 年 10 月開始予定)に 140 百万円 (バキュロ法による AAV 大量製造方法確立及び製造のための費用 120 百万円を含む)を充当する予定です。ALS、パーキンソン病及びアルツハイマー病のいずれの場合も、第 2 相試験は先進医療 B 制度 (未承認の医薬品等の使用を伴う先端的な医療技術を、個別に厚生労働大臣の承認を得て、一定の施設基準に適合した医療施設で実施する制度)を活用した有償臨床試験とする計画であります。この第 2 相試験では、より多くの症例に対応できるように遺伝子治療センター及び生産・研究施設を設置する計画であり、その建設資金として約 160 百万円を充当する予定であります。また、これら 3 つの対象疾患の第 3 相治療では、モニタリング・生物統計などの作業を外注する予定で、現時点では合計で 240 百万円程度を見込んでおります。また、ToolGen との血友病 A に関する共同研究及び遺伝子ベクターに係る共同研究に約 20 百万円を充当する予定であります。

医薬品・サプリメント事業分野においては、独自の商品開発を進めており、現在、いくつかの商品は最終処方決定し社内テストを実施中であります。今後は、機能性安全試験を経て平成 26 年中に 2 種類程度、平成 27 年前半に 3 種類程度のサプリメント販売を開始する予定であります。前回増資で調達した資金のうち約 45 百万円は平成 26 年中に販売を開始する予定の商品の初期在庫費用や広告宣伝費などの運転資金に充当し、今回調達する資金のうち 29 百万円を平成 27 年に販売を開始する製品の初期在庫費用や広告宣伝費などの運転資金に充当する予定であります。

調剤薬局分野におきましては、現在、2 店舗の開設準備を進めており、第 1 店舗は平成 26 年 12 月、第 2 店舗は平成 27 年 1 月ないし 2 月に開業予定であります。この 2 店舗の開設資金には、現時点までに前回増資で調達した約 200 百万円を充当しておりますが、今回調達する資金のうち 950 百万円を投じて、さらに 6 店舗程度の仙真堂薬局の開設を計画 (現時点では、東北地区、北関東地区、等を中心に資金調達の状況に合わせてながら開発していく計画)しております。

#### ④借入金返済

当社は、平成 26 年 9 月 24 日にバイナリー発電設備取得のための資金調達手段として、大株主の R&M 社との間で契約金額 750 百万円のコミットメントライン契約を締結し、その契約に基づき、平成 26 年 9 月 25 日にバイナリー発電機 2 機の取得費用として 216 百万円の借入を実行、平成 26 年 10 月 1 日にバイナリー発電機 2 台の購入契約を締結いたしました。また、発電機本体の補機 (熱交換器等)の購入契約を平成 26 年 10 月 31 日に締結し、同日 R&M 社から 152 百万円の借入を実行、代金の一部の支払いを実行いたしました。また、本新株予約権が発行される予定の平成 26 年 12 月 26 日より早い期日に、この発電機本体の補機の残金として 409 百万円の支払いを予定しておりますが、この支払いにはコミットメントライン契約に基づき、R&M 社から借入を実行し、その資金を充当する計画を有しております。しかしながら、この R&M 社からの借入金は有利子負債であるために、収益性強化及び財務体質改善の観点から、本新株予約権の行使により調達した資金を借入金の返済に充当いたします。

#### 4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件増資により調達する手取資金につきましては、重点的に再生可能エネルギー事業及び再生医療事業に対する事業資金及び設備投資資金として充当し、収益性の向上による業績回復及び財務体質の大幅な強化を行い、当社の課題であります早期黒字化の実現を図ることが、中長期的に株主価値を向上させる唯一の策であり、かかる資金使途は合理的であると判断しており、今回の資金調達は既存株主の皆様利益に資するものと考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額につきましては、当社及び割当先からは独立した第三者であります東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「価値算定会社」という。）に参考値の算定を依頼し、価値算定会社は第 15 回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、下記の基礎数値及び前提条件を用いて、発行価額を算定いたしました。

#### 【前提となる基礎数値】

- ・ 株価（平成 26 年 11 月 4 日の終値） 122 円
- ・ 権利行使価格 122 円
- ・ ボラリティリティ 71.15%（平成 23 年 10 月～平成 26 年 10 月の月次株価を利用し年率換算して算出）
- ・ 権利行使期間 平成 27 年 1 月 5 日～平成 30 年 1 月 4 日
- ・ リスクフリーレート 0.035%（平成 29 年 12 月 20 日償還の国債レート（日本証券業協会の売買参考統計値における中期国債 108(5)）
- ・ 配当率（直近の配当実績を参考） 0%

#### 【前提となる条件】

- （i）本新株予約権には、「2. (7) 新株予約権の発行リスク並びに特徴(カ) 取得条項」に記載したとおりであります。本新株予約権の発行価額算定にあたっては、株価が行使価格の 150%を 20 取引日連続して上回り取得条項が発動した場合には、割当予定先はすべての本新株予約権を行使するとの前提を採用しております。また、株価が行使価格の 50%を 20 取引日連続して下回り取得条項が発動した場合には、割当予定先は本新株予約権に係る行動を何も起こさないとこの前提を採用しております。
- （ii）割当予定先の権利行使については、行使期間最終日（平成 30 年 1 月 4 日）に株価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断されたときに割当予定先が新株予約権を行使するとしております。
- （iii）株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 8,692 株（平成 23 年 11 月 5 日から平成 26 年 11 月 4 日までの当社株式の日次売買高の中央値である 86,920 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%と言う数値を採用したことは妥当であると考えております。

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として価値算定会社が算定した結果である 119,900 円を踏まえて、当社はその前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから、算定価格以上の発行価額であれば有利発行に当たらないと判断し、第 15 回新株予約権 1 個の払込金額を金 122,000 円といたしました。行使価格につきましては、本新株予約権発行に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成 26 年 11 月 4 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の

終値である1株122円といたしました。本新株予約権の行使価格決定にあたり取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、当社が平成26年8月12日に開示いたしました平成26年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕〔連結〕の公表後に形成された株価であり、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

また本日開催した本新株予約権発行に係る取締役会に出席した当社監査役全員から、「新株予約権の発行価額については、外部の当社との取引関係のない独立した第三者の専門会社に算定を依頼し、実務上の手法として確立されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定されたものであり、特に不当と思われる内容が見当たらず、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと考えます。」という意見書を受領しております。

なお、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものの、新株予約権が行使された場合には大幅な希薄化になることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手、または株主の意思確認手続きが必要であります。当社は本第三者割当による新株予約権発行の決議を行う前に、独立第三者からの意見を入手いたしました(後述する「企業行動規範上の手続き」参照)。また、当社は平成26年12月25日に開催予定の臨時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

## (2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株予約権に係る潜在株式数は34,000,000株であり、平成26年11月5日現在の当社発行済株式総数39,890,380株に対して85.23%（議決権総数397,382個に対しては85.56%）となります。また平成26年8月18日に株式会社R&M社等を割当先とする第三者割当（以下「前回第三者割当増資」という。）により発行した当社普通株式6,389,500株との合計数は40,389,500株となり、前回第三者割当増資決議前の当社発行済株式総数である33,500,880株に対して120.56%（議決権個数333,487個に対しては121.11%）となります。これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、今回の資金調達の主たる目的である再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業分野での設備投資は、継続的安定的な収益基盤の強化に欠かせない投資であり、その投資は当社の企業価値を向上させることとなり、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

なお、東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の出来高は、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの1年間の平均で1日当たり1,242千株(平成25年12月26日に実施した株式分割の影響は調整済)であります。本新株予約権の割当予定先であるEVO FUNDには、こうした状況を踏まえた上で本増資にご協力頂いており、新株予約権の行使により入手した株式の売却にあたっては、株価の大幅な下落を引き起こさないように留意して頂くことを口頭にて確認しております。また、割当予定先はキャピタルゲインの獲得を目的として有償で本新株予約権の割当てに応じておりますが、株価の大幅な下落はキャピタルゲインの大幅な減少につながり、また株価が行使価格を下回る状況においては、割当予定先はキャピタルゲインを得ることができません。すなわち、割当予定先にとって株価が大幅に下落するような自身の株式売却は合理的ではありません。こうした状況を勘案して、当社といたしましては本新株予約権の発行により当社株価が大幅に下落するリスクは低いと判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(2) 所 在 地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	
(3) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組 成 目 的	投資目的	
(5) 組 成 日	2006年(平成18年)12月	
(6) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル、 純資産：約93.5百万米ドル	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本100%	
(8) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
(9) 国 内 代 理 人 の 概 要	該当事項はありません。	
(10) 当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 関 係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンドの 代 表 者 と の 関 係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人の関係	該当事項はありません。

※当社は、EVO FUND から、同ファンド、同ファンドの役員及び同ファンドの株主が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。同ファンドの株主につきましてはFAであるEVOLUTION総研の代表取締役・ショーン・ローソン氏から証明書を受領いたしました。また、当社においても独自に専門の調査期間（株式会社TMR 東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治）に調査を依頼し、同ファンドが反社会的勢力等に該当しないことを確認しており、割当予定先、同ファンドの役員及び同ファンドの主要株主と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

### (2) 割当先を選定した理由

当社は、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります早期黒字化の実現に向け、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、平成26年9月に当社が以前から交流のあったEVOLUTION JAPAN株式会社の代表取締役会長兼社長であるジョン・フー氏からEVOLUTION総研株式会社の代表取締役であるショーン・ローソン氏をご紹介いただきました。ローソン氏には当社の現状及び資金調達を含む今後の事業計画をご理解いただいたうえで、EVO FUND代表取締役のマイケル・ラーチ氏をご紹介いただきました。ラーチ氏には当社の現状や資金調達の目的、事業方針をご理解頂き、当社の資金調達にご協力いただくこととなりました。

割当予定先である EVO FUND は、ジェネラルパートナーである EVO Investment Advisors Ltd.と Evo Capital Management Asia Ltd.から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、EVO Feeder Fund 以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライムブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。同ファンドはアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株への投資への投資実績と致しましては、平成 19 年 6 月に株式会社ヒューネット(現・株式会社 RIZE、JASDAQ8836)の新株予約権への投資を行ったほか、運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fund は資本金 1 米ドルの投資ファンドで株主は 2 名の米国人であります。

EVOLUTION JAPAN 株式会社と EVOLUTION 総研株式会社の間には資本関係はありませんが、両社はケイマンにある Tiger Holdings Ltd.社という同一の親会社を有しております。また、EVOLUTION JAPAN 株式会社の代表取締役であるジョン・フー氏が、EVOLUTION 総研の取締役を兼務しており、EVOLUTION 総研株式会社の代表取締役であるショーン・ローソン氏が EVOLUTION JAPAN 株式会社の社外取締役を兼務しております。

EVO FUND と EVOLUTION JAPAN 株式会社の間には資本関係及び取引関係はありませんが、EVO FUND 取締役のマイケル・ラーチ氏が EVOLUTION JAPAN 株式会社の取締役を兼務しております。EVO FUND と EVOLUTION 総研株式会社の間には、資本関係及び人的関係はありませんが、EVOLUTION 総研株式会社は EVO FUND に投資先を紹介する事業を営んでおります。

割当予定先である EVO FUND 及び同社の役員、同社の株主である EVO FEEDER FUND 及び同社の役員、FA である EVOLUTION 総研株式会社及び同社の役員(以下、「割当予定先等」という。)が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先等が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社 TMR (所在地：東京都千代田区神田錦町 3 番 15 号)に、反社会的勢力との関係の有無、犯罪歴、反社会的事項の有無に関する調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等には反社会的勢力の影響を受けている事実が無いこと、犯罪歴の無いこと、反社会的事項の無いことの回答を得ております。

#### 【経営判断基準等】

- i. 当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？  
→ 当社代表取締役より説明を実施し、会議録を作成しております。また、当社の経営方針・経営計画に対して理解した旨を口頭により確認しております。
- ii. 当社経営の継続性が確保されるか？  
→ 投資目的が、純投資である旨の確約書を受領しております。
- iii. 割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？  
→ 投資目的が、純投資である旨の確約書を受領しております。
- iv. 高い遵法意識を有しているか？  
→ 法令遵守に対する確約書を受領しております。
- v. 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？  
→ 当社代表取締役の浅井克仁と割当予定先代表取締役のマイケル・ラーチ氏との間にて直接電話で話す体制を構築いたしました。
- vi. 払込に必要な資金を有していることが確認できたか？  
→ 財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。
- vii. 反社会的勢力との一切の関わりがないか？



→ 第三者機関より調査報告書を入手し確認しております。かつ、割当先より反社会的勢力との関わり等ない旨の確約書を受領しております。

viii. 割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？

→ 割当予定先(EVO FUND)の株主構成及び割当予定先の株主である法人(EVO Feeder Fund)の株主構成に関しては、当社から割当予定先にヒアリングいたしましたが、法的根拠資料が存在しないため、その代替としてFAであるEVOLUTION 総研代表取締役ショーン・ローソン氏より、EVO FUND 及びEVO Feeder Fundの株主に関する証明書を受領いたしました。

ix. 割当先は、割当日より2年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？

→ 該当事項なし。

x. 割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？

→ 割当予定先は、キャピタルゲインの獲得を目的として本新株予約権を取得するとのことであり、当社株式を中期以上保有する方針は確約されておられません。しかしながら、本経営判断基準の前提条件は、「ディスカウント条件での新株式の第三者割当増資」であります。すなわち「有利な条件で当社株式を入手し、その株式を短期で売却し利益を得る割当先には割当を行わない」との趣旨であり、今回の新株予約権は有利発行ではないために、中長期保有の確約を得なくても問題ないと判断しております。

xi. 割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？

→ 割当予定先の代表取締役であるマイケル・ラーチ氏と当社の全常勤取締役3名の面談は終了しております。

xii. 割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？

→ 割当予定先の取引相手であるプライム・ブローカーが発行したコピーを取得し、本新株予約権の引受及び行使に必要な資金を有していること、かつ、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

xiii. 割当先の選定にあたり、反社会的勢力に関係していないかの調査を行い、疑義がないことを確認したか？

→ 第三者機関より調査報告書を入手し、割当先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。

xiv. フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？

→EVOLUTION 総研株式会社をフィナンシャル・アドバイザーとして採用し報酬を支払う契約になっておりますが、その報酬額は妥当と判断しております。

xv. フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と割当先との関係は理解しているか？

→フィナンシャル・アドバイザーのEVOLUTION 総研株式会社の代表取締役ローソン氏と割当予定先として紹介を受けたEVO FUND 代表取締役のラーチ氏及びチザム氏が知人であることを確認しております。またEVOLUTION 総研株式会社より、両社の間には資本関係及び人的関係は存在しませんが、EVOLUTION 総研株式会社はEVO FUNDに投資先を紹介する事業を営んでいるという説明を受けております。

#### 【割当先選定基準】

i. 割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？

→ 割当先選定基準を全て満たしております。

ii. 割当先や買収相手先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？

→ 必要な資料等は全て受領いたしました。

iii. 割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？

→ 割当予定先は純投資を目的としており、当社の経営への介入意思は持っていません。当該事項に関する確約書を受領しております。

iv. 割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？

→ 割当予定先の代表取締役であるマイケル・ラーチ氏と 3 名の当社常勤取締役の面談を実施いたしました。

v. 全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？

→ 懸念等ない旨の報告を受けております。

vi. 第三者調査機関より、割当先や契約相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？

→ 第三者機関より調査報告書を入手し、割当予定先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。

vii. リスク管理は適切に行われているか？

→ 本資金調達最大の目的は、平成 27 年 12 月期及び平成 28 年 12 月期における事業計画を推進するための事業資金の確保であるため、リスクは、本資金調達にて十分な資金調達が出来ず、当社の成長戦略の実施にネガティブな影響が出ることであります。当社は、このリスクをヘッジするため、売上機会を確実に取り込むこと及び徹底したコスト管理により利益の拡大を図り、十分な資金調達が出来ない場合においても、創出利益を事業資金として再投資できる体制を構築してまいります。

viii. 契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？

→ 新株予約権買受契約書は当社顧問弁護士のチェックを受けております。

ix. 株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？

→ 本新株予約権の発行価額は、当社及び割当先からは独立した第三者機関であります東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により算定されました。

x. 買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？

→ 該当事項なし。

xi. 株式交換や M&A 等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？

→ 該当事項なし。

xii. 株式交換や M&A 等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？

→ 該当事項なし。

xiii. 不適當合併等に認定されないか？

→ 該当事項なし。

### (3)割当先の保有方針

当社は割当予定先より、本新株予約権の取得はキャピタルゲインの獲得を目的としているため、ある水準のキャピタルゲインが得られる場合には、新株予約権を行使し行使によって入手した当社株式を市場で売却するとの説明を口頭で受けております。

### (4)割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当に係る払込及び新株予約権の行使に要する資金 4,189 百万円について、割当予定先より割当予定先の取引相手であるプライム・ブローカーが発行した 40 百万ドル(本新株予約権発行決議日現在の為替レートで換算すると約 4,549 百万円)の残高証明書を確認しております。今後為替レートの変動により全新株予約権を行使するためには資金が不足するリスクも存在しますが、割当予定先の本新株予約権の保有方針は純投資であり、今後、為替レートの変動がある場合にも、40 百万ドル以内の金額で新株予約権を行使し、入手した株式を市場で売却することを繰り返すとの確約書を受領しており、当社では新株予約権の全量行使が可能と考えております。なお、払込資金に関しては自己資金である旨の確約書を受領しております。

#### (5)株券の貸借に関する契約

該当事項はありません。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 26 年 11 月 5 日現在）		
氏名又は名称	所有株式数(株)	持株比率(%)
株式会社リゾート&メディカル	19,469,800	48.80
日本証券金融株式会社	1,237,400	3.10
須田 忠雄	735,200	1.84
楽天証券株式会社	719,700	1.80
山田 至人	712,000	1.78
清水 啓之	267,800	0.67
株式会社一や	250,000	0.62
小川 幸雄	236,000	0.59
MSCO CUSTOMER SECURITIES	236,000	0.59
安田 勝	235,000	0.58

- ※ 持株比率は少数第 3 位以下を切り捨てて表記しております。
- ※ 募集前の大株主構成及び持株比率は、平成 26 年 6 月 30 日時点の株主名簿をもとに、平成 26 年 8 月 18 日の第三者割当増資による新株式発行を加味して作成しております。
- ※ 平成 26 年 8 月 18 日の第三者割当増資の割当先以外の株主の保有株式数は、平成 26 年 6 月 30 日より変更がないとの前提で計算したものであります。
- ※ 「6. 割当予定先の選定理由 (3) 割当先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思は有しておりませんので、本新株予約券に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。

#### 8. 今後の見通し

現在のところ、平成 26 年 8 月 12 日に公表いたしました平成 26 年 12 月期の決算の業績見通しに変更はありません。今後、業績見通しに変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

今回発行する新株予約権に係る潜在株式数 34,000,000 株(議決権数 340,000) は、平成 26 年 11 月 5 日(発行決議日)現在の発行済株式数 39,890,380 株(議決権数 397,382 個) に対して 85.23%(議決権ベースで 85.56%) となります。また 8 月 18 日に実施した前回第三者割当増資により発行した当社普通株式 6,389,500 株(議決権個数 63,895 個)との合計数は 40,389,500 株(議決権個数 403,895 個)となり、前回第三者割当増資決議前の当社発行済株式総数である 33,500,880 株(議決権個数 333,487 個)に対して 120.56%(議決権ベースで 121.11%)となり、希薄化率が 25%以上となることから大規模な第三者割当増資になります。このことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手、または株主の意思確認手続きが必要であります。当社は本第三者割当による新株予約券発行の決議を行う前に、坂朋法律事務所・坂本朋博弁護士、北浜法律事務所・生田美弥弁護士、独立第三者たる当社社外監査役・菅谷幸彦弁護士の三名を委員とする第三者委員会に対して、本第三者割当の必要性及び相当性に関してのご意見を求めました。その結果、本第三者割当の必要性に関して、第三者委員会からは、当社グループが 8 期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローが赤字という状況及び継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するためには収益性の改善を図ることは急務であり、各事業において生じている資金需要を満たし安定した収益基盤を確保することが中長期的には既存株主の利益に繋がることから、本件募集の実行にはその必要性が認められるとのご判断をいただきました。本件募集の適法性に関しましては、当社と取引のない東京フィナンシャル・アドバイザーズが、合理的な前提条件のもと、一般的なオプション評価算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算出した新株予約権の公正な価値を上回る払込価格で新株予約権を発行することから有利発行には該当せず、また、このほかの点に関しても本資金調達若しくは不公正な方法によって行われたと推認させる事情は見当たらず、本件募集は適法であることのご判断を頂きました。第三者割当による新株予約権の発行を選択したことの相当性に関しましては、当社の現状の業績から間接金融による資金調達や、公募及びライツ・オファリングによる資金調達は極めて厳しい状況にあり、当社の資金需要を満たす資金調達方法は第三者割当による新株予約権の発行以外に適切な方法はないことのご判断を頂きました。本新株予約権発行の規模の相当性に関しましては、当社の財務状況、経営環境に照らし、本件募集を実施する高度の必要性・効果が認められるのであり、当社の支配権に異動が生じる可能性はあるものの、割当予定先は当社の経営に参加する意思がないという事情も考慮すれば、本件募集による発行数量及び希薄化の規模は、当社の少数株主にとっても一定の合理性があると認められることのご判断を頂きました。本新株予約権の引受先選定の相当性に関しましては、本件募集の目的を達成するという観点から、引受先選定も適切になされた相当なものであることのご判断を頂きました。本新株予約権の発行条件の相当性に関しましては、本新株予約権に付与されている取得条項は新株予約権の公正価値を引き下げる効果を有するものではあるものの、その目的はこれら新株予約権の行使の促進にあり、当社の資金調達の必要性に照らせば、かかる条件を付与することは不合理とはいえず、本件募集の条件については相当性が認められることのご判断を頂きました。

また、当社は平成 26 年 12 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当による新株予約権の発行に関して、株主の皆様のご特別決議による承認を得ることを前提として、本新株予約権の発行を、平成 26 年 11 月 5 日の取締役会で決議いたしました。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近3年間の業績(連結)

(単位：千円)

決 算 期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売 上 高	66,050	107,066	443,590
営 業 利 益	△170,558	△95,110	△76,380
経 常 利 益	△153,689	△95,533	△80,835
当 期 純 利 益	△183,790	△61,276	△92,898
1株当たり当期純利益(円)	△738.92	△4.69	△6.41
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	34.26	△2.98	7.30

(2)現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況(平成26年8月31日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	普通株式 39,890,380株	100.00%
転換価額(行使価額)における 潜在株式数の総数	—	—

(3)最近の株価の状況

(ア)最近3年間の状況

(単位：円)

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
始 値	1,910	1,141	520
高 値	2,128	1,505	2,510
安 値	800	360	61 (*)
終 値	1,141	520	138 (*)

\*当社普通株式1株を20株に分割した際の株価

(イ)最近6ヶ月の状況

(単位：円)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	164	177	147	147	158	144
高 値	198	188	184	176	165	151
安 値	154	137	140	141	143	108
終 値	177	137	150	157	145	121

(ウ)発行決議日前日における株価

(単位:円)

	平成26年11月4日現在
始 値	124
高 値	126

安 値	121
終 値	122

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(ア)第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 26 年 8 月 18 日
調 達 資 金 の 額	868,972,000 円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 33,500,880 株
当該増資による 発行株式数	普通株式 6,389,500 株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 39,890,380 株
割 当 先	株式会社リゾート&メディカル、須田忠雄、長與博典
当 初 の 資 金 使 途	①IT 関連事業における研究開発費 約 30 百万円 ②環境事業における運転資金 約 20 百万円 ③再生可能エネルギー事業における発電所用地購入 約 80 百万円 ④再生可能エネルギー事業における発電設備開発費 約 360 百万円 ⑤ヘルスケア事業－先端医療関連事業分野における研究開発費 約 35 百万円 ⑥ヘルスケア事業－医薬品・サプリメント事業分野における運転資金 約 45 百万円 ⑦ヘルスケア事業－調剤薬局事業分野における店舗開発費用 約 287 百万円
支 出 予 定 時 期	①IT 関連事業における研究開発費 平成 26 年 8 月～12 月 ②環境事業における運転資金 平成 26 年 8 月～12 月 ③再生可能エネルギー事業における発電所用地購入 平成 26 年 8 月～12 月 ④再生可能エネルギー事業における発電設備開発費 平成 26 年 8 月～平成 27 年 4 月 ⑤ヘルスケア事業－先端医療関連事業分野における研究開発費 平成 26 年 8 月～平成 27 年 6 月 ⑥ヘルスケア事業－医薬品・サプリメント事業分野における運転資金 平成 26 年 8 月～平成 27 年 3 月 ⑦ヘルスケア事業－調剤薬局事業分野における店舗開発費用 平成 26 年 8 月～平成 27 年 7 月

現時点における 充 当 状 況	①IT 関連事業における研究開発費 充当中(未充当額約 20 百万円) ②環境事業における運転資金 充当中(未充当額約 15 百万円) ③再生可能エネルギー事業における発電所用地購入 予定通り充当済み ④再生可能エネルギー事業における発電設備開発費 充当中(未充当額 20 百万円) ⑤ヘルスケア事業－先端医療関連事業分野における研究開発費 充当中(未充当額約 23 百万円) ⑥ヘルスケア事業－医薬品・サプリメント事業分野における運転資金 充当中(未充当額約 45 百万円) ⑦ヘルスケア事業－調剤薬局事業分野における店舗開発費用 充当中(未充当額約 87 百万円)
--------------------	---

(イ) 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 25 年 12 月 25 日
調 達 資 金 の 額	200,013,000 円
募集時点における 発 行 済 株 式 数	普通株式 797,844 株
当 該 増 資 に よ る 発 行 済 株 式 数	普通株式 350,900 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 1,148,744 株
割 当 先	株式会社リゾート&メディカル
当 初 の 資 金 使 途	①既存事業における運転資金(人件費・販管費) 約 20 百万円 ②未払い金・預かり金返済 約 50 百万円 ③環境事業におけるビル・建物管理に特化した CRM システムの開発 及び構築費用 約 10 百万円 ④再生可能エネルギー事業における運転資金 約 40 百万円 ⑤再生医療事業(ヘルスケア事業)における運転資金 約 30 百万円 ⑥単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及び手数料等 約 25 百万円

支出予定時期	①既存事業における運転資金(人件費・販管費) 平成26年1月～6月 ②未払い金・預かり金返済 平成26年1月 ③環境事業におけるビル・建物管理に特化した CRM システムの開発 及び構築費用 平成26年1月～3月 ④再生可能エネルギー事業における運転資金 平成26年1月～3月 ⑤再生医療事業（ヘルスケア事業）における運転資金 平成26年1月～3月 ⑥単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及び手数料等 平成26年4月～12月
現時点における 充 当 状 況	①既存事業における運転資金(人件費・販管費) 予定通り充当済 ②未払い金・預かり金返済 予定通り充当済 ③環境事業におけるビル・建物管理に特化した CRM システムの開発 及び構築費用 充当中（未充当額 約7百万円） ④再生可能エネルギー事業における運転資金 予定通り充当済 ⑤再生医療事業（ヘルスケア事業）における運転資金 予定通り充当済 ⑥単元株制度採用に係る単元未満株式買取資金及び手数料等 充当中（未充当額 約24百万円）

(ウ) 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成25年12月25日
発行時の資金調達額	15,525,850円
行使による 資金調達額	299,991,000円
当該募集における 潜在株式数	526,300株
募集時における 発行済株式数	797,844株
割当先	株式会社リゾート&メディカル、山田至人
現時点における 行使状況	全て行使済 行使済株式数： 526,300株
当初の資金使途	①IT関連事業における事業拡大費用 約50百万円 ②環境事業における事業拡大費用 約30百万円 ③再生可能エネルギー事業における運転資金 約100百万円 ④再生医療事業（ヘルスケア事業）における運転資金 約116百万円



支出予定時期	①IT関連事業における事業拡大費用 平成26年4月～平成27年12月 ②環境事業における事業拡大費用 平成26年4月～12月 ③再生可能エネルギー事業における運転資金 平成26年4月～平成27年12月 ④再生医療事業（ヘルスケア事業）における運転資金 平成26年4月～平成27年12月
現時点における 充 当 状 況	①IT関連事業における事業拡大費用 充当中（未充当額 約30百万円） ②環境事業における事業拡大費用 充当中（未充当額 約25百万円） ③再生可能エネルギー事業における運転資金 平成26年7月11日に公表いたしましたとおり、約80百万円の資金 使途を運転資金から発電所建設資金に資金使途を変更しております。 充当中（未充当額 約14百万円） ④再生医療事業（ヘルスケア事業）における運転資金 充当中（未充当額 約66百万円）

(エ)第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成25年5月30日
調達資金の額	39,999,990円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 652,733株
当該増資による 発行株式数	普通株式 45,977株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 698,710株
割当先	河崎幽子
当初の資金使途	借入金返済
支出予定時期	平成25年5月
現時点における 充 当 状 況	借入金返済全額充当済み

(オ) 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成25年5月30日
調達資金の額	9,999,780円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 652,733株

当該増資による 発行株式数	普通株式 11,494株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 664,227株
割 当 先	渡部秀一
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成25年1月～4月
現時点における 充 当 状 況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

(カ) 第三者割当による新株予約権の発行

発 行 期 日	平成25年5月30日
発行時の資金調達額	411,600円
行 使 に よ る 資 金 調 達 額	49,000,000円
当該募集における 潜 在 株 式 数	当初の行使価額(970円)における潜在株式数：53,900株 上限行使価額(1,455円)における潜在株式数：34,300株 下限行使価額(485円)における潜在株式数：102,900株
募集時における 発行済株式数	652,733株
割 当 先	山田至人、渡部秀一
現時点における 行 使 状 況	全て行使済 行使済株式数：76,040株
当初の資金使途	事業資金及び運転資金
支出予定時期	平成25年6月～平成25年12月
現時点における 充 当 状 況	新株予約権発行及び行使済株式に係る調達額約44百万円は、事業資金 及び運転資金に充当済み。

(キ) 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成23年12月28日
調 達 資 金 の 額	199,999,600円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 330,153株
当該増資による 発行株式数	普通株式 322,580株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 652,733株
割 当 先	山田至人、木下文信、中武賢臣、加藤信子、中山隆之、アーク株式会社

当初の資金使途	既存事業運転資金、未払い金返済資金、新規事業運転資金及び事業資金(仕入れ資金等)
支出予定時期	平成23年12月～平成24年5月
現時点における 充 当 状 況	既存事業運転資金、未払い金返済資金及び新規事業運転資金に全額充 当済み。

(ク) 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成23年12月28日
調達資金の額	19,999,960円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 297,895株
当該増資による 発行株式数	普通株式 32,258株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 330,153株
割 当 先	福井義高等
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成23年9～12月
現時点における 充 当 状 況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

10.発行要領

(1)新株予約権の名称

株式会社ジオネクスト第15回新株予約権

(2)本新株予約権の払込金額の総額

金41,480,000円

(3)申込期日

平成26年12月26日

(4)割当日および払込期日

平成26年12月26日

(5)募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権340個の全てをEVO FUNDに割当てる。

(6)新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(i) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式34,000,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。ただし、本項第(ii)号及び第(iii)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(ii) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(ii)号に定義する。)の調整を行う場合には、

割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(iii) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(ii)号及び第(v)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(iv) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第10項第(iv)号に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことが出来ない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(7)本新株予約権の総数

340個

(8)各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金122,000円

(9)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

(i) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。

(ii) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）は122円とする。ただし、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

(10)行使価額の調整

(i) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(ii)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ii) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(iv)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当による場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最

終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、またはかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(iv)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(iv)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整後行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(iii)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(iv)

①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(ii)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(ii)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(v)本項第(ii)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(vi)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(ii)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### (11)本新株予約権の行使請求期間

平成27年1月5日から平成30年1月4日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得の前日までとする。

#### (12)その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

#### (13)新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を上回った場合、または、50%を下回った場合において、当該連続する20取引日の最後の取引日から起算して30日以内に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することを決定したときは、取得日の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知または公告を行うことにより、当該取得日に、本新株予約権1個当たり122,000円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### (14)新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (15)新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(16)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(17)新株予約権の行使請求の方法

(i)本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ii)本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(iii)本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(18)株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

(19)行使請求受付場所

株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部

(20)払込取扱場所

株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

(21) 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額について、本新株予約権及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を122,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項第(ii)号記載のとおりとする。

(22)その他

(i)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(ii)上記各項については、平成26年12月25日開催予定の当社臨時株主総会において第三者割当による新株予約権の発行議案が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(iii)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上